

監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表し、同条第10項の規定により、意見を提出します。

令和8年1月30日

寒川町監査委員 後藤 雅 弘
同 柳 田 遊

1 監査の種類

財務監査のうち定期監査

2 監査の実施期間

令和7年12月10日から令和7年12月25日

3 監査の対象部課等

子ども育成部 子育て支援課
都市建設部 都市計画課

4 監査の対象

令和7年度（令和7年4月1日から令和7年10月31日まで）の財務及び事務の執行状況。また、前回実施した監査以降の事務処理状況。

5 監査の着眼点（評価項目）

- ・これまでの監査結果を踏まえ、留意事項等があった事務事業が改善されているか。
- ・財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、事務の執行が法令、規則等に基づき適切に執行されているか。
- ・公有財産が適切に管理されているか。
- ・予算執行に対して効果的、効率的な事務が行われているか。
- ・組織、運営の合理化などに着目して監査を実施した。

6 監査の実施内容

予算執行、収入、支出などの会計事務処理、契約の締結及び履行、事務事業の執行、負担金、補助事務及び交付金の正確性や庶務事務の適否などについて、検査資料等の検査のほかヒアリングを実施して検査を行った。

7 監査結果

【子ども育成部 子育て支援課】

寒川町剣道協会からひまわり教室駐車場の使用許可申請を受けたが、公有財産規則に基づく行政財産使用許可の手続きではなく、課内決裁により、子育て支援課長名で許可証を交付していた。町は、公有財産規則及び行政財産の目的外使用許可に係る使用料条例に基づく手続きにより使用許可をし、使用料を徴収されたい。

ひまわり教室において、子ども用トイレ便器を備品購入費で執行していたが、便器は建物に固着し取り外せない建物の付属設備であったため、修繕料で執行すべきであった。

以上2点を留意事項として指摘した。

なお、留意すべき事項については文書指導とし、その措置状況を求め、その他軽微な留意事項については、口頭で指導した。

【都市建設部 都市計画課】

令和7年度に係る財務事務の執行については、概ね適正に執行されているものと認められた。なお、軽微な留意事項については、口頭で指導した。

8 監査結果に対する意見

【子ども育成部 子育て支援課】

(1) ひまわり教室における保護者等から受領する費用の執行について

町は、寒川町立ひまわり教室運営要綱第5条第1項に基づき、保護者等から受領した費用を、金銭出納帳及び領収証により管理し、保護者の監査を受けていたが、一部不適切な執行が確認された。保護者等から受領した費用は、町がその会計事務を負託され預かるお金である。今後は、適正かつ効率的な執行を図るとともに公費に準じた会計処理を行っていただきたい。

(2) 子育て環境の整備について

子どもを預けられる環境の整備は、子育て支援における極めて重要な要素である。ファミリーサポートセンター事業における人手不足及び需要過多の状況は悪化しており、課題を解決するための施策が必要と考えられる。

また、子ども食堂など地域団体への補助金申請支援、近年力を入れている産後ケア事業、増加傾向にある児童虐待への予防的対応、ヤングケアラー調査など子育て支援課の取り組みは多岐にわたり、今後も **EBPM** を意識した事業展開と、課題解決に取り組み、湘南地域ナンバーワンの支援が実現されることを期待する。

【都市建設部 都市計画課】

(1) 支出負担行為の遡りについて

今回の監査において、委託業務に係る支出負担行為が契約から半年程度経過しているにも関わらず行われていない事例が散見された。

支出負担行為の遡りは、公金の支出に関する透明性、合法性さらには予算上の統制機能が失われるなど厳に慎むべき不適切な事務執行である。

今後は、こうした不適切な事務執行が行われるに至った理由を考察し、再発防止に努められたい。

(2) 時間外勤務について

都市計画課は、開発指導、都市計画、公園緑地管理など、高度な専門性を要する業務を担っている。

さらに、新設された町長室特命担当では、ストリートスポーツパークプロジェクトや北部地区土地利用戦略プロジェクトチームが編成され、都市計画課の職員が兼務する業務も多く、必然的に超過勤務となる状況が見受けられる。

職員の健康面への十分な配慮に留意していただきたい。